

技術者の資格要件等について

1. 中津市においては、競争入札参加資格一覧表に記載する技術者の有資格区分を限定（全107種類）しています。

詳しくは、「有資格者コード一覧表」を参照してください。

2. 「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の3業種については、「中津市土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、照査技術者及び管理技術者（当初設計金額100万円未満の「測量業務」は管理技術者のみで可）の選任を定めています。

したがって、それぞれの業務に関し、必要な有資格者が2名以上いない場合は、当該業務の委託を受けることができません。

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表」及び「資格種類別担当業務内容一覧表」を参照してください。

3. 中津市においては、建設コンサルティング業務における技術力を重視するため、今後、更なる技術者要件の検討を行っていきます。

特に、技術者の資格要件については、「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」のとおり、平成25年度から段階5へ移行しました。また、平成27年度から予定していました段階6への移行は見送りすることとなりました。段階6への移行予定については今後、ホームページ等でお知らせいたします。

したがって、入札に参加される方々におかれては、計画的な有資格者の育成（上位資格の取得）や採用等に、より一層努力されるようお願いいたします。

有資格者コード一覧表（全107種類）

コード	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目	コード	資格名称	技術（専門）部門	二次試験の選択科目
A1	測量士			I1	RCCM	河川砂防及び海岸・海洋	
A2	測量士補			I2	RCCM	港湾及び空港	
B1	1級建築士			I3	RCCM	電力土木	
B2	2級建築士			I4	RCCM	道路	
B3	構造設計1級建築士			I5	RCCM	鉄道	
B4	設備設計1級建築士			I6	RCCM	上水道及び工業用水道	
C1	建築設備資格者			I7	RCCM	下水道	
D1	建築積算資格者			I8	RCCM	農業土木	
E1	技術士	総合技術監理	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る	I9	RCCM	森林土木	
E2	技術士	総合技術監理	電気電子一般及び送配変電、電気応用、情報通信又は電気設備とするものに限る	I10	RCCM	水産土木	
E3	技術士	総合技術監理	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る	I11	RCCM	造園	
E4	技術士	総合技術監理	建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る	I12	RCCM	都市計画及び地方計画	
E5	技術士	総合技術監理	建設一般及び電力土木とするものに限る	I13	RCCM	地質	
E6	技術士	総合技術監理	建設一般及び道路とするものに限る	I14	RCCM	土質及び基礎	
E7	技術士	総合技術監理	建設一般及び鉄道とするものに限る	I15	RCCM	鋼構造及びコンクリート	
E8	技術士	総合技術監理	建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る	I16	RCCM	トンネル	
E9	技術士	総合技術監理	建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る	I17	RCCM	施工計画、施工設備及び積算	
E10	技術士	総合技術監理	建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る	I18	RCCM	建設環境	
E11	技術士	総合技術監理	建設一般及びトンネルとするものに限る	I19	RCCM	機械	
E12	技術士	総合技術監理	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る	I20	RCCM	電気電子	
E13	技術士	総合技術監理	建設一般及び建設環境とするものに限る	I21	RCCM	廃棄物	
E14	技術士	総合技術監理	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る	K1	地質調査技士		
E15	技術士	総合技術監理	上下水道一般及び下水道とするものに限る	L1	不動産鑑定士		
E16	技術士	総合技術監理	農業一般及び農業土木とするものに限る	L2	不動産鑑定士補		
E17	技術士	総合技術監理	森林一般及び森林土木とするものに限る	M1	土地家屋調査士		
E18	技術士	総合技術監理	水産一般及び水産土木とするものに限る	N1	司法書士		
E19	技術士	総合技術監理	情報工学一般とするものに限る	O1	補償業務管理士	土地調査	
E20	技術士	総合技術監理	応用理学一般及び地質とするものに限る	O2	補償業務管理士	土地評価	
E21	技術士	総合技術監理	衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る	O3	補償業務管理士	物件	
E22	技術士	機械	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る	O4	補償業務管理士	機械工作物	
E23	技術士	電気電子	電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る	O5	補償業務管理士	営業補償・特殊補償	
E24	技術士	建設	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る	O6	補償業務管理士	事業損失	
E25	技術士	建設	港湾及び空港とするものに限る	O7	補償業務管理士	補償関連	
E26	技術士	建設	電力土木とするものに限る	O8	総合補償士		
E27	技術士	建設	道路とするものに限る	P1	公共用地取得実務経験者		
E28	技術士	建設	鉄道とするものに限る	R1	認定技術管理者（土木）	河川砂防及び海岸・海洋	
E29	技術士	建設	都市及び地方計画とするものに限る	R2	認定技術管理者（土木）	港湾及び空港	
E30	技術士	建設	土質及び基礎とするものに限る	R3	認定技術管理者（土木）	電力土木	
E31	技術士	建設	鋼構造及びコンクリートとするものに限る	R4	認定技術管理者（土木）	道路	
E32	技術士	建設	トンネルとするものに限る	R5	認定技術管理者（土木）	鉄道	
E33	技術士	建設	施工計画、施工設備及び積算とするものに限る	R6	認定技術管理者（土木）	上水道及び工業用水道	
E34	技術士	建設	建設環境とするものに限る	R7	認定技術管理者（土木）	下水道	
E35	技術士	上下水道	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る	R8	認定技術管理者（土木）	農業土木	
E36	技術士	農業	農業土木とするものに限る	R9	認定技術管理者（土木）	森林土木	
E37	技術士	森林	森林土木とするものに限る	R10	認定技術管理者（土木）	水産土木	
E38	技術士	水産	水産土木とするものに限る	R11	認定技術管理者（土木）	造園	
E39	技術士	情報工学	特定なし	R12	認定技術管理者（土木）	都市計画及び地方計画	
E40	技術士	応用理学	地質とするものに限る	R13	認定技術管理者（土木）	地質	
E41	技術士	衛生工学	廃棄物管理とするものに限る	R14	認定技術管理者（土木）	土質及び基礎	
				R15	認定技術管理者（土木）	鋼構造及びコンクリート	
				R16	認定技術管理者（土木）	トンネル	
				R17	認定技術管理者（土木）	施工計画、施工設備及び積算	
				R18	認定技術管理者（土木）	建設環境	
				R19	認定技術管理者（土木）	機械	
				R20	認定技術管理者（土木）	電気電子	
				R21	認定技術管理者（土木）	地質調査	
				R22	認定技術管理者（土木）	廃棄物	
				S7	実務経験者（補償）		

- (注) 1. 測量士及び測量士補は、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けている者。
 2. 1・2級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）による免許を受けた者。
 3. 構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士は、建築士法の規定に基づき構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けた者
 4. 建築設備資格者は、建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による登録を受けている者。
 5. 建築積算資格者は、（社）日本建築積算協会の行う建築積算資格試験に合格し、登録を受けている者。
 6. 技術士は、技術士法（昭和58年法律第25号）による第1・2次試験に合格し、登録を受けている者。
 7. RCCMは、（一社）建設コンサルタント協会の定款第46条に基づくシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第4条に規定するRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者。
 8. 地質調査技士は、（一社）全国地質調査業協会連合会の行う資格検定試験に合格し、登録を受けている者。
 9. 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による登録を受けている者。
 10. 土地家屋調査士は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項による登録を受けている者。
 11. 司法書士は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録を受けている者。
 12. 補償業務管理士は、（社）日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し、登録を受けている者。
 13. 公共用地取得実務経験者は、国（公社）又は地方公共団体（公社）に所属し、用地補償事務に10年以上従事した経験を有する者。
 14. 認定技術管理者は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号に規定する認定を受けた者
 15. 補償業務の実務経験者は、当該業務に関し、7年以上の実務の経験を有する者。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表（第5段階）

業種	業務区分	有資格者	
測量業務	測量一般	◎測量士	
	地図の調整		
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。）	
土木コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）	
	電力土木 道路 鉄道		
	上水道及び工業用水道	◎RCCM（専門部門別で可）	
	下水道		
	農業土木 森林土木	◎認定技術管理者（注5）	
	水産土木		
	廃棄物 造園		
	都市計画及び地方計画		
	地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル		
	施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 その他		
	地質調査業務	地質調査	◎技術士 （技術部門及び選択科目が別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
			◎RCCM（専門部門が「地質」、「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注6）

- (注) 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. 当初設計金額が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. 当初設計金額が100万円未満の土木コンサルタント業務のうち、高度な分析作業等を必要とする業務を除き、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、平成25年度以降も「管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針」における「段階4」を適用できるものとする。
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。
6. 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。

資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土木コンサルタント																	地質調査									
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質		土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	
A 1	測量士			●	●	●																								
A 2	測量士補			○	○	○																								
E 1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△			
E 2			電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																							●		△		
E 3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 5			建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 6			建設一般及び道路とするものに限る				○	○	○	●	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 7			建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○							●	●	○	○	○	○	○					△	○
E 9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	●
E 10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 11			建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 13			建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					△	○
E 14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●	○																△	
E 15			上下水道一般及び下水道とするものに限る									○	●																△	
E 16			農業一般及び農業土木とするものに限る										●																△	
E 17			森林一般及び森林土木とするものに限る										●																△	
E 18			水産一般及び水産土木とするものに限る											●															△	
E 19			情報工学一般とするものに限る																								●		△	
E 20			応用理学一般及び地質とするものに限る																										△	●
E 21			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る																										△	
E 22	技術士	機械部門	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△			
E 23			電気電子部門	電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																						●		△		
E 24	技術士	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●	○	○	○							○	○	○	○	○	○					△	○		
E 25			港湾及び空港とするものに限る				○	●	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 26			電力土木とするものに限る				○	○	●	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 27			道路とするものに限る				○	○	○	●	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 28			鉄道とするものに限る				○	○	○	○	●							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 29			都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○							●	●	○	○	○	○	○				△	○	
E 30			土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	●	
E 31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 32			トンネルとするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 34			建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○				△	○	
E 35			上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る								●	●																△	
E 36			農業部門	農業土木とするものに限る									●																△	
E 37			森林部門	森林土木とするものに限る										●															△	
E 38			水産部門	水産土木とするものに限る										●															△	
E 39			情報工学部門	特定なし																							●		△	
E 40	応用理学部門	地質とするものに限る																									△	●		
E 41	衛生工学部門	廃棄物管理とするものに限る																									△			
I 1	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋				●																				△			
I 2			港湾及び空港				●																					△		
I 3			電力土木					●																				△		
I 4			道路						●																			△		
I 5			鉄道							●																		△		
I 6			上水道及び工業用水道									●																△		
I 7			下水道										●															△		
I 8			農業土木											●														△		
I 9			森林土木												●													△		
I 10			水産土木													●												△		
I 11			造園																									△		
I 12			都市計画及び地方計画																									△		
I 13			地質																									△	●	
I 14			土質及び基礎																									△	●	
I 15			鋼構造及びコンクリート																									△		
I 16			トンネル																									△		
I 17			施工計画、施工設備及び積算																									△		
I 18			建設環境																									△		
I 19			機械																									△		
I 20			電気電子																									△		
I 21			廃棄物																									△		
K 1	地質調査技士																									△	●			
R1~R22	認定技術管理者																										△	●		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する今後の方針

資格名称	段階4 (H19～)		段階5 (H25～)		段階6	
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者
測量士	○	○	○	○	○	○
測量士補	×	○	×	○	×	×
技術士	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○
技術士補	×	部門別で○	×	×	×	×
環境計量士	×	○	×	×	×	×
RCCM	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○
地質調査技士	○	○	○	○	○	○
認定技術管理者	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○

※ 当初設計金額が100万円未満の土木コンサルタント業務のうち、高度な分析作業等を必要とする業務を除き、発注機関が軽微な業務と判断したものについては、平成25年度以降も「段階4」を適用できる。